

No. 01

日系研修員募集 実施協議調査団報告書

平成12年6月

JICA LIBRARY



J1160189(5)

国際協力事業団
海外移住センター

JICA

606

36

EMC

LIBRARY

移住セ

JR

00-2

目 次

はじめに

1. 調査団派遣の概要	1
(1) 派遣の背景・目的	1
(2) 派遣国	1
(3) 調査団構成	1
(4) 調査期間	1
(5) 調査日程	2
2. 調査概要	3
(1) キューバ	3
1) 在キューバ日本国大使館	3
2) 青年の島日系人会	5
3) キューバ日系人連絡会	6
(2) メキシコ	9
1) JICA事務所	9
2) 在メキシコ日本国大使館	10
3) 日墨文化学院	11
4) 日墨協会	13
3. 調査結果の総括	16
(1) キューバ	16
(2) メキシコ	17
〈付属資料〉	
1. 面談者リスト	19
2. 日系研修員募集業務実施上の留意事項等について	21



1160189 [5]

はじめに

昭和46年度に「移住者子弟一般技術研修」で始まった「移住研修員制度」は、移住者等の支援を目的として種々の内容により実施され、平成8年度までに1,987名の受入実績を得ています。

平成9年度からは、海外移住及び日系人社会をとりまく状況にも鑑み、同制度は日系人を通じた技術協力のための「日系研修員制度」として再編され、当海外移住センターがその受入れの実施を主管することとなりました。

本報告書は、今後の日系研修員制度の改善に資するべく、これまでの研修員募集実施状況を踏まえ、JICA在外事務所及び在外公館並びに関係日系人団体等と協議・調整を行うことを目的として、平成12年4月4日から同12日までの間、キューバ及びメキシコの2ヵ国に派遣された調査団の調査結果をまとめたものです。

本報告書が日系研修員制度の円滑な実施に参考になれば幸いです。

なお、本件調査実施のためにご協力を賜った外務省、並びに現地において数々のご指導とご協力を賜った在外公館及び関係日系人団体等の皆様に深く感謝申し上げます。

平成12年6月

国際協力事業団

海外移住センター

所長 清水 武男

1. 調査団派遣の概要

(1) 派遣の背景・目的

平成9年度の改編により発足した日系研修員制度のもと、研修員の募集選考、受入れ、所管計画、研修実施の各業務管理を海外移住センターが所管することとなつてから3年が経過している。

本制度の円滑かつ効果的な事業運営を図る上で、各国の在外公館や関係日系人団体等に対し本制度の内容説明を行うこと、また、今後の研修員募集環境や日系人社会の要望につき調査することが肝要であることから、これまで3年度に亘って現地調査団を派遣している。

今回の派遣は、平成12年度から日系研修員の募集対象国となったキューバ、並びに日系人社会の規模は比較的大きいが、キューバ同様、世代交代の進行と混血により日系人の現地社会への同化が顕著になってきているメキシコにおいて、管轄在外公館及び関係日系人団体等に対し現況の本制度実施上の課題を説明し、必要事項について協議・調整を行うと共に、研修員募集業務に係る問題点と現地の要望内容を調査することを目的としたものである。

(2) 派遣国

キューバ及びメキシコ

(3) 調査団構成

(担当業務)	(調査団員名)	(所属先)
総括・募集要項	安藤 武	国際協力事業団
要望調査	星野 元宏	海外移住センター 研修課長 外務省領事移住部 領事移住政策課 事務官

(4) 調査期間

平成12年4月4日～平成12年4月12日

(5) 調査日程

次表のとおり。

調査日程

月日	曜日	調査業務日程	
4月4日	火	17:20 18:30	成田発 (JL062) メキシコ・シティー着
4月5日	水	09:50 13:15 15:00	メキシコ・シティー発 (MX321) ハバナ着 在キューバ日本国大使館との打合せ
4月6日	木	06:00 06:40 09:00 12:00 14:00 15:30	ハバナ発 ヌエバ・ヘロナ (青年の島) 着 青年の島日系人会との打合せ 島内日系人の営農・生活状況視察 青年の島日系人会との懇談会 協同組合農場見学
4月7日	金	07:00 07:40 09:30 15:00 19:30	ヌエバ・ヘロナ発 ハバナ着 公設市場、スーパーマーケット等見学 キューバ日系人連絡会との打合せ キューバ日系人連絡会との懇談会
4月8日	土	11:35 13:25	ハバナ発 (MX322) メキシコ・シティー着
4月9日	日		資料整理
4月10日	月	10:00 11:00 13:20 15:00 16:15 19:30	JICA事務所との打合せ 日墨文化学院との打合せ 在メキシコ日本国大使館との打合せ 日墨協会との打合せ 帰国日系研修員との面談 日墨協会及び日墨文化学院との懇談会
4月11日	火	10:30	メキシコ・シティー発 (JL011)
4月12日	水	16:50	成田着

2. 調査概要

(1) キューバ

1) 在キューバ日本国大使館

大使館側より、同国の日本人移住の歴史、日系社会の状況、日本語教育の現状等について説明を受けたあと、日系研修員制度全般について協議を行った。

7. キューバへの日本人移住は、ペルー、ボリヴィア、メキシコ等からの転住者が多く、1998年に日本人移住100周年の記念行事が行われている。(注1) 日本からの計画的直来移住者は、1924年(大正13年)に海外興業株式会社が送出した甘藷耕地労働者が最初で、この移住者の送出しは1926年まで続いている。この間に日本人は転住者を含め約1,200名が入国したとされているが、うち300名ほどがキューバに残留し、第二次世界大戦後の日系社会の基礎を築いたという。なお、太平洋戦争中は、日系人は敵性国人として成人男性の殆どに当たる300数十名が青年の島(Isla de la Juventud、旧称・ピノス島 = Isla de Pinos)に抑留された歴史(1942~1946年)がある。

4. 日本人移住者はキューバの砂糖景気の時代(1910年~1925、6年頃)に、中南米各地から転住した者が大半で、特にメキシコからは、鉱山労働・鉄道建設移民の多くが、メキシコ革命時(1910年~17年)の政情不安を逃れてキューバに転住したと言われる。

キューバの砂糖景気が去ったあとは、日本人移住者は青年の島において、アメリカ・マイアミ向けの蔬菜栽培(スイカ、メロンなど)や果樹栽培に従事した者が多かったが、キューバ革命(1959年)後は、アメリカ資本の砂糖工場や精油所の接収・国有化等により同国との関係が悪化したため、蔬菜栽培は下火となり、移住者はハバナ市を中心とした本島(キューバ島)の各地に展開し、世代交代の進行と共に各界で活躍するようになった。(注2)

9. 現在、キューバ在住の日系人は約1,100名と推定されている。日系人口のうち、三世まででは、キューバ全体で約800人(うち青年の島約100人)と推定される。一世移住者は男性の単身者が多かったことから、その多くが現地人と結婚しているため、日系人全体の混血率は非常に高く、現地社会への融合・同化が顕著という。

1. キューバ日系人の日本語力は、その歴史的背景もあり、全般的に非常に低い

レベルにあるという。現在、キューバにおける日本語教育は、ハバナ大学外国語学部と国立の「アジアの家」(CASA DE ASIA)で行われている。以前は、国として留学生を多数国外に送り出す政策があり、日本への留学生のための準備コースを設置するなど、日本語教育は相当盛んであったが、最近は日系人の在籍者は少なく、その「教育目的」も明確ではないと言われる。(注3)

- わ. なお、日本語や日本の情報に触れる手段として、ビデオやテレビの衛星放送があるが、キューバでは国の諸規制があり、ビデオデッキ、ビデオテープの入手が難しいという。また、衛星放送は受信は可能であるが、パラボラアンテナとチューナーのセットでUS\$1,000(アメリカではUS\$300程度)は必要とされるため、一般労働者の給与水準(注4)からは、購入は実際には困難とのことである。

(注1)外務省発行「わが国民の海外発展—移住百年の歩み」(1971年)には、「キューバに入った最初の邦人は明治36~7年(1903~4)頃メキシコから転航した太平慶太郎で、同人はハバナに於て手広く雑貨商を営んでいたといわれている。」また、「昭和15年(1940)10月1日現在の在留邦人は、658人(男465人、女193人)であった。」との記載がある。

(注2)長 重九著「キューバの日本人技師」朝日新聞社発行(1962年)には、革命当時の日本人はキューバ全体で約700名ほど在住、「ハバナには大使館関係を除いて約10家族くらいの邦人が住んでいて、小さい店やアパートを持っているとか、また庭師としてそれぞれ安定したつましい生活をしている。こういう人の二世たちは、たいていハバナ大学で高い教育を受けていて、これからの活躍が期待される。」

また、「ハバナ州の南約100キロメートルのカリブ海にあるスチブソンソンの小説で有名な宝島、イスラ・デ・ピノス島には戦前から日本人がたくさん住んでいて、果実と野菜を作っているのが有名である。これまでメロンやスイカはほとんどアメリカに出荷していたのが、アメリカとの国交断絶後唯一の市場を失った現在、今後何を作って生活するか前途多難が予測される。政府でもINRA(国立農地改革研究所)の計画の一部として米作転換も考えているようだが、地形や水利の関係で期待は望み薄で、結局、農産加工を取り入れた多角経営の協同農場をめざして研究が進められている。」と記されている。

(注3) (財) 海外日系人協会では、平成10年に開催された海外日系人大会に出席したキューバ代表の支援要望の表明を機に、平成11年度の日系社会への草の根支援として、「アジアの家」に対し、キューバ在住日系人らに対する日本語教育のため、西和辞典60冊、漢字練習帳(スペイン語版)、ビデオ、漢字ドリルなど(合計約52万円)の支援を実施している。(海外日系人協会「海外日系人」第46号、2000年5月)

(注4) キューバでは、レストラン、ホテル(一部の外国資本経営を除く)などを含め、事業所の殆どが国営又は協同組合方式(集団農場など)になっており、国営の職場の従業員は公務員である。社会体制が異なること、医療費は無料、基本食料品等は配給制になっているほか、物価水準の関係もあり、一概に他との比較は難しいが、国から支給される給与月額は次のように全般的に非常に低い額と言われる。

例：警察関係US\$22、大学教授US\$22、医師US\$21、
タクシー運転手US\$15~16、一般労働者US\$11

(参考：「通貨はキューバペソ、兌換ペソ、米ドルの3種類が流通している。公式レートは1米ドル=1キューバペソであるが、市内両替所で換金した場合は1米ドル=20ペソになる。キューバペソで購入できる品は極めて限られており、一般に外国人は米ドルを使用することになる。兌換ペソは米ドルと等価であり、ドルで支払いした場合におつりを兌換ペソでもらう場合があるが、キューバ国外では換金不能である・・・。」=日本大使館資料より)

2) 青年の島日系人会

(SOCIEDAD DE LA COLONIA JAPONESA DE ISLA DE LA JUVENTUD)

首都のハバナ市に次いで日系人の多い青年の島にある「青年の島日系人会」を訪問し、日系研修員制度について、募集要項、パンフレット等に基づき説明、応募相談等を行った。

本会合は日系人会所有の会館がないため、フカロ(Jucaro)郡の日系人宅において開催されたが、同島中心地のヌエバ・ヘロナ(Nueva Gerona)郡及びマッキンリー(McKinley)郡からも地区役員及び会員が参加した。

なお、日系人会との打合せ終了後、島内の日系人の生活状況並びに協同組合集団農場における有機農法による野菜の栽培状況を視察した。

①日系社会の状況

本日系人会は、キューバ国内で唯一の法人格を持つ日系人団体で、1976年に設立されている。会員は約150名を数え、会員相互の親睦・援助、日・玖親善等を目的としている。日系人の総数は島全体で約300名、一世から三世まででは100名程度いるとみられている。一・二世の老齢化が著しく、第二次世界大戦前に移住した一世は、現在では1名（90歳代）のみとなって、世代交代が進んでいる。（23名が老人ホームに入居しているという。）

島の中には未だ電化されていない地区があり、日系人の住宅も含まれている。また、車輛の輸入が国の政策から制限されているため、農村では住民の足としてトラクターが利用されているほか、農業用トラックなどは、米国製の1950年代のものが修理を重ね大事に使われている。家庭内の日用品も工業製品は新規入手が困難とのことで、物資が相当不足している様子が窺われた。

なお、同地域では、農村振興を目的として平成10年度に、日本政府の草の根無償資金供与（約700万円）によるトラクター3台が交付され、機械の共同利用を行っているが、日系人にその管理運営が委託されている。

②日系研修員の募集環境

大使館の呼びかけに多数の会員が説明会に参集した。参加者からは、本人或いはその子弟、知人等の研修受入れの可能性に関し、熱心な質問が多数あった。

島内の日系人の中には日本語を十分に理解するものが殆どいないが、日系研修員募集の対象国になったこともあり、日本語を学びたいとの要望が非常に強く、日本語教師の派遣を求める声が多く聞かれた。※

※これに対し、大使館及び調査団側より、JICAの青年海外協力隊、日系社会シニア及び青年ボランティア、国際交流基金の教師派遣等の制度があることを説明したが、いずれも当国の体制及び法的制約等の絡みから、実現に向けて関係諸機関の理解を得るには相当な努力が必要と思われる。

3) キューバ日系人連絡会 (COLONIA JAPONESA DE CUBA)

大使館会議室において、日系研修制度について、平成12年度募集要項並びにパンフレット等に基づき説明・協議を行った。

①日系社会の状況

本日系人連絡会は、首都のハバナ市に在住する日系人を中心に組織された団体

で、日・玖親善促進並びにキューバ全体の日系人相互の親睦・連絡等を目的としている。会員は約800名を擁しているが、法人格は取得していない。

ハバナ市には、日系人は五世まで数えると280名前後在住しているが、混血が進んでおり、日系人の間でも日本語が話されることは少なくなっているという（同市の日本国籍者約20名）。一般的に混血家庭の場合、その子供は母親の言葉が残ると言われるが、当国の日系二世の場合、比較的高齢者でも日本語を理解するものが少ないのが特徴であるとされる。

キューバ全体をみても、日系人は後続移住者が殆どなかったこともあり、二・三世の間でも日本語が消えつつある状況にある。しかしながら、同化が進んでいるため、現地社会への進出状況は多彩で、外交官、大学教授、医師、弁護士、映画評論家、作家（詩人）、プロ野球選手など、あらゆる分野で活動しているという。

なお、キューバ革命前、人種差別があったときも日本人移住者の評価は高く、革命後に日本から新たな移住者を受け入れる話が出たとも言われている。また、任意の親睦団体であった日系人連絡会についても、種々の面で法定団体のような取扱いをしてくれたとのことである。

②日系研修員の募集環境

キューバが平成12年度から日系研修員の募集対象国になったことについて、日系人連絡会では、長い間待ち望んでいた日本での研修機会が漸く他の中南米諸国と同様に与えられ非常に喜ばしいとしており、これを機に在キューバ日系人のアイデンティティーの維持に大いに役立てたいとの意気込みが感じられた。

同連絡会幹部としては、キューバ全体の日系人から、日本文化、日本的価値観といった「日系」のアイデンティティーが失われつつある状況を憂慮しており、今回の研修応募機会の付与については、日本との絆を深めるための非常に有効な手段として捉えている。併せて、同国日系人の間から日本語の火が殆ど消えかかっている状況において、本邦研修により日系人材の育成を図り、日系人のステータスを更に高めていくことが重要であると考えている。

なお、日本大使館としては、今回の調査団来訪については青年の島を含め日系人の反響が非常に大きかったことから、調査団との協議結果を踏まえ、平成12年度の追加募集の機会があれば、個別・短期一般技術研修の分野で1～2名の候補者を是非とも推薦したい意向であった。

③日本語教育への支援

ハバナ市内及び青年の島においては、1年ほど前までは、ボランティアの日本人シニア講師による日本語教室が開かれていたが、同ボランティアがメキシコへ移ったあとは開催されなくなった。しかしながら、日系人の間では日系社会の維持（アイデンティティーの継承）を図るため、日本語教育の必要性が強く認識されているが、これまでは教材も辞書類も入手できないほか教師もいないため、同連絡会のリーダーも手を拱いていた状況であったという。

このような状況下、先般（財）海外日系人協会から「アジアの家」に対し、西和辞典や日本語教材の寄贈があったこと、また、JICAの日系研修員募集対象国になったことなどから、日本語学習熱が高まると思われるところ、日本からの更なる支援が望まれている。

なお、本年（2000年）の夏には、日本の航空会社がチャーター便（数便）をキューバに運航させる計画があり、この実現を機に今後日本人観光客の増加も見込まれると言われており、キューバが力を入れている観光面における日本語通訳ガイド等の需要も出てくるものと思われる。

(2) メキシコ

1) JICA事務所

日系研修員制度一般についての打合せを行った。

①日系研修員の募集環境

メキシコには多くの日系団体があるが、世代交代の進行によって、三・四世の時代となってきており、日系社会の維持が課題となっている。

現在、全国で日系社会シニア及び青年ボランティア計9名が活動中である。また、技術研修員は平成11年度28名と比較的多いが、日系研修員は8名で日系人口の割りには数は少ない。(注)

近年日本語を理解する者が少なくなっているため、このままでは日系研修への応募数は伸びないと思われるが、個別研修分野では、研修申込書をスペイン語にして研修には監理員をつけるか、スペイン語による研修が可能となれば、参加者は増える可能性はあろう。

なお、日本語教師研修制度は、日本語学校及び現地教師の日本語教育を続けるためのモチベーションになっているという。

(注) 昭和46年度～平成11年度の累計：メキシコ 69名、ペルー 171名、ボリヴィア 205名、アルゼンティン 239名、パラグアイ 240名、ブラジル 1,343名(統計資料「日系研修員受入実績」、海外移住センター)

②日本語教育への支援

メキシコの日系社会における日本語教育は、ボランティアの奉仕的活動で支えられている。現地教師の後継者不足等、厳しい環境下、日本語教育を振興し日系人のアイデンティティの維持を図り、日系研修員の数を増やしたいところであるが、JICAの日本語教育関係の支援は、一部を除いて、国内の日本語学校には直接行われていない。

因に、日系国際校の日本メキシコ学院(LICEO MEXICANO JAPONES)へはJICAから日本語教育関係予算として毎年度相当額の助成金が交付されているが、国内の日本語学校に予算が配分される訳ではないため、日本語教育振興の面からは他の中南米諸国と比べ、その効果は一部受益者に限られている。助成方針の再検討が望まれている。(本件はメキシコ事務所からJICA本部へ意見具申中。)

2) 在メキシコ日本国大使館

大使館側より、同国の日本人移住の歴史、日系社会の現況、研修員募集環境等について説明を頂いた。概要以下のとおり。

7. 1997年に日本人移住100周年を迎えており、同年に大統領が訪日している。日系人は約15,000人程度いると推定される。四世が多くなってきており、五世も若干数いるとみられている(注)。在留邦人は、1999年の調査では、4,109人(男2,161人、女1,948人)で、商社駐在員、学生等が2,469人、永住者が1,640人(男780人、女860人)となっている。
4. 在留邦人が多い地域は、首都のメキシコ・シティー、グアダラハラ、アグアス・カリエンテス、モンテ・レイなどである。このほか、昼間の日系人口の多いところは、ティファナ(昼間約700人、夜間約50人)、メヒカリ、サン・ディエゴなどであるが、これらの都市は国境地帯にあり、住人は子弟の学校と治安上の理由から、アメリカ側に居住し、進出企業の労働者は通行証を見せて国境を越えて通勤している。
9. 在住日系人は、総人口に占める比率も極く僅かであり、メキシコ社会への同化も進んでおり存在が余り目立たないため、メキシコ国民からの特別な評価はないと思われる。メキシコ人の日本への関心は高いが、日本側からは、企業活動は別として、観光客は年5万人程度である。主にカンクーン、ロス・カボス等の観光地への旅行者であるが、大半がアメリカからこれらの都市へ直接入るため、首都のメキシコ・シティーを経由する日本人は、全体の6分の1～7分の1程度に過ぎないと推定されている。
1. 日系人の世代交代は相当進行しているが、二世(平均50歳以上)の日本への関心は高い。三世以降は家庭にもよるが、日本で勉強したい子弟が多くなっていると言われる。県人会は17団体あり、県費留学生を扱っているが、近年三・四世は日本語力が弱い者が多くなっており、日本語の条件を緩やかにする必要が出てきている。なお、日系人で政治家としての成功者は少なく、国全体への影響力は小さい。また、日系人は全体的には中産階級に属し、大資産家も少ないが貧困層も少ないのが特徴である。

ホ. 日系社会における日本語教育は、JICAの日系社会シニア及び青年ボランティアの活躍もあり、普及活動は活発である。各地の大学でも正規課目又は課外コースが設けられているところが多く、日本語学習熱は高いので、現行の「日本語専修コース」とは別の目的を持った「日本語の習得」自体を日系研修の対象にしては如何か。

カ. 総体として、メキシコの日本人移住者の子孫は混血・同化が進んでおり、地域によっては既に現地社会に埋没しつつある段階とも言えるが、日系研修員制度は、メキシコからの数は少なくとも、移住者・日系人支援政策上、引き続き有効な手段と考えられる。

(注) 「米国と隣接するメキシコへの移住は1897年(明治30年)榎本武揚が計画したいわゆる榎本植民によって始められたが、大部分は失敗に終わった。ついで民間会社の手によって明治40年までに鉱山や農園労働者として約8,000人が移住した。しかし7年間に及ぶメキシコ革命(1910~1916)や流行病の発生などにより契約を破り、米国へ転住する者や日本へ帰国する者も多かった。中には移住の当初から、米国へ転住するつもりでメキシコへ渡った人が多かったともいわれている。残留した者はメキシコ国内各地に散在して農業や商業に転職したのである。」(「海外への道—日本人の海外発展」海外移住事業団 1972年)

3) 日墨文化学院 (INSTITUTO CULTURAL MEXICANO JAPONES)

日墨文化学院において、学院の概要説明を受けると共に、日系研修員制度についての要望等を聴取した。また、同学院勤務の帰国研修員に対する面談調査を実施した。

①概要説明

本学院は、日本語を母語としない15歳以上の者を対象とした、一般メキシコ成人向けの日本語教育機関で、併せて折り紙教室(含幼児)等を通じて日本文化の普及事業を行っている公認日本語学校である。在籍者には、非日系人の生徒が多い。(日系人は約1割)

1968年(昭和43年)のメキシコ・オリンピック開催決定を機に、日本大使館内に二世協会による日本語通訳養成講座が開設されていたところ、オリン

ピック閉幕後、同養成講座はその役目を終了したが、日系二世グループがこれを引き継ぎ日本語講座を再開、のちに社団法人日墨文化学院として認可を取り付け独立したものである。

学院の活動としては通常の日本語教育以外に、JICAの日墨交流計画による奨学生の渡日前日本語集中講習を実施しているほか、1987年より、メキシコ公共教育省と日本文部省の“Teachers' Training Program”による奨学生の渡日前の日本語集中講習を実施しているなど、他のメキシコ国内日本語学校とは趣を異にした特色のある教育機関となっている。なお、国立自治大学等の公的教育機関では、日本語講座は一般向けには開放されていない。

また、本学院は国際交流基金の日本語能力試験の現地実施機関に指定されており、1984年より毎年メキシコにおいて同試験を実施している。更に、毎年開催されている日本語弁論大会の実行委員会の1委員として協力しているが、この大会では本学院からも多数の学習者が入賞している。

なお、JICAから派遣された日系社会青年ボランティア2名（団体事務及び日系日本語学校教師）が活動中のほか、日本語教師研修基礎Iコースを修了した帰国研修員1名が教師として勤務している。

②日系研修員制度についての要望

日本語教師研修制度については、現職教師を参加させ、教授法等の研修をさせたいところであるが、研修期間中の代替教師がいないため、研修派遣には二の足を踏んでいる状況である。国内の他の日本語学校も同じ様な問題を抱えているので、研修制度があっても参加できない事情がある。

なお、従来、1年コースがあったが、長期間研修可能な希望者には、現行の6ヵ月コースのほかに1年間参加できるコースがあれば、相当効果的な研修になると思われるので、再検討願いたいとのことであった。

③帰国研修員に対する面談

日本語教師研修基礎Iコースに参加した帰国研修員より、研修帰国後の感想・要望等を聴取したところ、帰国後の会話の運用能力や教授法のブラッシュアップを図るため、再研修応募の制限期間を現行の「概ね3～4年以上」を更に短縮して欲しいとの要望があった。※

※ これに対しては、調査団側より、研修成果の日系社会への還元、自己研鑽の期間、公費による研修機会付与の公平性等の観点から、現行程度

の制限期間が適当である旨回答した。

4) 日墨協会 (ASOCIACION MEXICO JAPONESA)

日墨協会において、日系研修員の募集に係る協議並びに帰国研修員3名に対する面談調査等を実施した。

①日墨協会の概要

1956年設立の日系人団体で、日系社会の中心的存在である。会員はメキシコ在住の日系人、進出企業商社員で、一部のメキシコ人家族にも加入を認めている。現在会員は約520家族。移住90周年(1982年)記念事業として完成した文化センター(会館)を有し、日墨親善、文化交流、会員相互の親睦、福利厚生事業等を目的としている。1991年に日本語教育振興のため日本語教育センターを開設している。また、日本の国費留学生、県費留学生、JICAの日系研修員等の各種留学・研修制度の募集実施機関として活動している。

なお、日系社会青年ボランティア1名(団体事務)が配属されている。

②日本語教育

1991年に協会の中に、全メキシコの日本語センター的機能を果たす機関を目指した「日本語教育センター」が設立され、JICA派遣によるシニア専門家が配属されたが、その後、諸般の事情から所期の成果が挙げられないうち、同センターは改組され、協会付属の日本語教室として運営されている。

なお、当協会では従来から、JICA助成による「日本語教師合同研修会」及び小中学生による「日本語お話し大会」の企画運営を行っている。また、日本語学校生徒本邦研修の選考会も当協会で開催している。

③日系研修員募集事務

日系研修員の募集は、当協会が全国の窓口となり一元的に行っている。募集通知は協会報(日・西両語による)に載せるほか、協会から各地方にある日系人団体(約20)及びメキシコ・シティーにある16の県人会に募集要項を送付している(迅速・確実を期すため宅配便を利用)。また、JICAの日系社会青年ボランティアの配属されている9機関には、別途JICAからも送付されている。

オリエンテーションについては、応募の段階では実施していないが、決定した新規研修員に対しては、JICAが必要なオリエンテーションを行っている。

近年、日系子弟の日本語離れ、日系人会離れの傾向が見られるようになり、応募者が殺到するような状況ではないが、選考会では厳正な審査を行っている。

④日系研修員制度についての要望等

日系研修員制度については、前述のとおり各地の日系人会への連絡の徹底を図っているが、近年、日系人は日本語の読み書きが不得手で、募集要項を理解できない者が多いので、募集要項をスペイン語で併記して欲しい。また、応募申請書もスペイン語でも可とし、研修も研修監理員を配置するか、スペイン語で実施するようになれば、応募者は増えるとの指摘があった。※（注）

※これに対しては、調査団側より、現在のところ日系研修では日本語による研修を基本とし、研修先によっては英語による受入れも可としている段階であり、スペイン語又はポルトガル語での対応はしていないので、募集要項や応募申請書を英語併記とするのが限界である旨回答した。

（注）研究交流型研修の募集要項に添付の研修申請書については、従来から英語を併記している。また、日系研修員募集パンフレット及びブリーフレットは、スペイン語・ポルトガル語の両語を併記している。なお、研修員来日後の海外移住センターにおけるブリーフィング・オリエンテーションは、ブラジルからの研修員を含め、原則として、スペイン語により説明を行っている。

⑤帰国研修員に対する面談

帰国研修員3名より、研修帰国後の感想、要望等を聴取したところ、課題となる点は概要次のとおり。なお、帰国研修員はその半数以上がメキシコ・シティーに在住している。また、日系研修員同窓会（OB会）は結成されていない。

- a. 研修開始後、国際センターを出てアパートを借りることになったが、家主との交渉の際、外国人（日系メキシコ人）であることが分かれることが何度もあった。最終的には友人の応援でどうにか借りることはできたが、JICAが借り主となってもらう方法がとれなかったか。

- 現在は、研修員の宿泊先としてやむを得ずアパート等の賃貸住宅を借りる場合は、所管のJICA支部・センターが賃貸借契約の当事者になるように制度が変更されている。また、家主の意向等により、支部・センターの長が契約当事者となれない場合には、研修員が契約を結び、支部・センターの長が連帯保証人になることになっているので、このような問題は生じていない。

- b. アパートを借りる際にJICAに保証人になってもらえなかった。結果的には近くに親戚があったので問題なかったが、親戚・知人等がない研修員の場合、アパート（下宿）の契約に困難が伴うので改善して欲しい。
 - 現在は、前記a. のとおり、制度が改善されたので、本件のような問題は解決されている。

- c. 研修先が来日するまで分からなかった。来日後判明した研修分野も希望のものでなかったため、これを1年で終わらせ企業研修を6ヵ月させてもらったが、当初から希望の研修ができていたら、更に研修効果が挙げたと思う。
 - 現在は、研修先のJICA一任は出来るだけでなくすよう指導している。応募段階で受入機関の内諾をとりつけておくことが望ましいが、やむを得ず一任する場合でも、研修希望内容は漠然としたものでなく分野を限定、テーマを絞って申請するよう指示している。

3. 調査結果の総括

今回の現地調査結果を踏まえ、次のとおり調査団としての所見を述べて総括とする。

なお、各国の日系研修員募集実施機関等との協議用として、海外移住センターが作成した募集業務実施上の留意事項等に係る補足説明を別紙〈付属資料-2〉として添付したので参照願いたい。

(1) キューバ

1) 募集対象国になって最初の年度であり、本制度の内容が未だ十分に知られていないので、先ず第一に、日系人会のチャンネルを通じ制度の広報・啓発を行う必要がある。

2) 本制度紹介のパンフレットは事前に配付済であるが、これまでの研修員の研修科目と主な研修先についての情報が求められたところ、海外移住センター作成の下記資料により個々の質問に応じ説明を行った。しかし、同資料は日本語版のため、日本語を解さない応募希望者用として翻訳版を作成することが望まれる。

なお、他の中南米諸国においても同様の状況なので、同資料のスペイン語版及びポルトガル語版があればベターであるが、それが不可能の場合は、少なくとも英語での翻訳を行い、関係在外事務所・在外公館並びに募集実施機関等に配付しておく必要がある。

(注) 「近年における一般技術日系研修科目と主な研修あっせん先(1993~1999年受入日系研修員分)」

3) 当国では、個別研修コースの「医学」、「歯学」、「一般技術」、「研究者」、「研究交流型」研修の対象となり得る日系技術者や研究者は多いとのことである。

平成12年度は本研修制度の詳細がよく知られていなかったため、現地からの応募申請はなかったが、追加募集の機会がある場合は英語による研修を含め、受入れを前向きに検討することが望ましい。

4) 日本語教師研修コースについては、現在のところ、日系社会には日本語学校も私塾的な教室もないため、対象者はいない。

しかしながら、現地では日本語を学び、日本の文化・習慣等を知ることにより日系人としてアイデンティティーを維持していきたいとする気運は高まっており、

近い将来において何らかの形で、日系社会に日本語教室が開設される可能性もある。その場合には、新任教師の研修参加の要請が出るのが予想されるところ、現地日本語教師を早期養成する観点から、受入れを優先することが望ましい。

5) なお、キューバの日系人社会は、世代交代の進行による一世の減少と二世以降の世代に見られる混血の増加の結果、このままでは、日系人から日系色がますます薄れ、現地社会への融合・同化の過程を経て、日系人のアイデンティティーと日系社会の維持が一層困難になるとと思われる。

6) したがって、今般の日系研修員制度の導入は、日系人のアイデンティティーの保持を図るためにも、時宜に適った有効な手段と考えられる。

また、併せて日系人が自分自身のルーツを再認識し、日本的な情操教育や日本文化を継承していけるような日系社会での環境づくりも必要である。このためにも、現地体制上の種々の制約はあろうが、日本語教育を振興することが重要であるところ、日本からの教師の派遣、教材教具の寄贈等、早急な支援が望まれている。

(2) メキシコ

1) 近年、メキシコでは全般的に見ると、世代交代や混血により日系人の日本語及び日系人会への関心が薄れ、現地社会への同化が一段と進みつつある状況にあるため、日系研修員制度において、応募者に対し日本語能力を条件とすることが次第に困難になってきているとの指摘が各方面からあった。

このような状況から、募集要項、研修申請書等の応募関係書式をスペイン語併記とするか、それが不可能であれば英文併記とすることが望まれている。

(注) 研究交流型の研修申請書類は当初より英文を併記している。また、日本語教師研修は、その性格上、日本語のままとする。

2) 日本語教師研修については、研修参加のニーズは大きいものの、全国の日本語学校においては後継者不足が著しく、数少ない教師の中から研修に出した場合、代替教師の補充が困難なことから、研修参加に踏み切れないケースが多いという。

3) しかしながら、世代交代の進行による日系人の日本語離れの傾向はあるにしても、日系社会の保持のため日本語教育の普及は欠かせないので、現行制度は日本語

学校を運営する日系人団体はもとより、潜在的な応募希望者にとっても貴重な存在となっている。

- 4) また、個別研修に関しては、メキシコの社会に融合し種々の専門分野で活躍している各種技術者、医師、研究者等は多数存在するところ、前記のように全般的に日系人の日本語力が低下しているので、応募書類等の日本語条件の緩和を図ることにより、研修参加のニーズは増加すると思われる。

以上

関係機関及び日系団体面談者リスト (敬称略)

1. キューバ

(1) 在キューバ日本国大使館

参事官	牧 内	博 幸
書記官	磯	丈 男
書記官	佐 藤	誠
派遣員	田 島	織 香
技術協力調整員	中 川	和 代

(2) 青年の島日系人会 (SOCIEDAD DE LA COLONIA JAPONESA DE ISLA DE LA JUVENTUD)

会長	上 間	ホセ
副会長	ミヤザワ	ノボル
地区役員	ハンザワ	アルベルト
地区役員	ツハコ	ダシミラ アレマン
会員	ハラダ	セベリーノ
会員	ミナト	モデスト
会員	トクナガ	ダリア
会員	クボ	アルフレッド
会員	ハンザワ	ヨシコ
会員	ハンザワ	エドゥアルド
会員	イハ	フリエタ

(3) キューバ日系人連絡会 (COLONIA JAPONESA DE CUBA)

会長	宮 坂	フランシスコ
世話役	ナカタ	アントニオ
世話役	カトウ	ルイス
会員	ウエダ	ロベルト
会員	オガワ	ホセファ
会員	タチカワ	セシリア
会員	ミヤサキ	ラモン
会員	マツナガ	ルイス
会員	アンカイ	フアン マヌエル

2. メキシコ

(1) JICA事務所

所長	山口	三郎
次長	三木	修一
所員	小宮山	國俊

(2) 在メキシコ日本国大使館

領事	中須	洋治
----	----	----

(3) 日墨文化学院 (INSTITUTO CULTURAL MEXICANO JAPONES)

学院長	平中	ホルヘ
副学院長	穂積	和子
日系社会青年ボランティア	今井	秀男 (平成11年度・日本語学校教師)

(4) 日墨協会 (ASOCIACION MEXICO JAPONESA)

会長	赤地	ヘスス 邦雄
副会長	橋本	紘次
事務局長	横山	亨

(5) 帰国日系研修員

平成10年度研修員	都築	ヘオルヒナ	(日本語教師基礎I)
平成10年度研修員	中村	ディレリ	(日本語専修)
平成9年度研修員	高畑	オスカル 徹也	(工業デザイン)
平成8年度研修員	小林	アリシア	(グラフィックデザイン)

日系研修員募集業務実施上の留意事項等について

海外移住センター

1. 日本語プレースメント・テスト

- ・日本語能力の判定は重要な要素であるので、JICA在外事務所（又は在外公館）においては、テストが公平・公正に実施されるよう配慮願いたい。
- ・本テストは、事前に本人の日本語能力のレベルを見て、日本語補完研修受講の要否を判定する資料としているものであって、必ずしも合否を左右するものとはならないので、日系研修には日本語テストがあるということで、応募者が尻込みしてしまうことのないよう十分説明願いたい。
- ・なお、テストの内容・レベルは、日本語能力検定試験の3級に相当するものである。

2. 日本語会話力

- ・「個別・長期研修」では、日常生活でも日本語会話力が特に必要不可欠であるので、来日までに出来るだけ勉強しておくよう指導願いたい。

3. 英語での研修

- ・個別研修において、現状では一般論として英語での研修も可ということではなく、研修分野及び受入先によっては可能な場合もあるという意味であるので、応募者に対する説明に当たっては、注意が必要である。
- ・特に、長期研修の場合は、受入先が長期間に亘って英語での対応ができないので、研修受入れの実現は難しい状況である。

4. 研修受入機関の内諾

- ・個別研修全般に該当するが、応募段階で研修受入機関（大学、研究所等）の担当教官（又は担当部署の責任者）の内諾をとりつけておくことが望ましい。
- ・「研究者研修」については、研修受入先のJICA一任は不可である。また、研修希望内容は漠然としたものでなく、専門性を強く出した内容とし、研修テーマを絞ることが必要である。
- ・民間企業での受入れはコネクションがないと厳しい状況である。なお、日本の大学・研究機関の情報についてのインターネット・アドレスは、募集要項に記載してあるので参照願いたい。

- ・研修受入先の内諾を受けている場合は、内諾の関係書類を研修申請書に必ず添付させる。

5. GGベース研修との違い

- ・個別研修の募集説明に当たっては、次のGGベース研修との違いを明確にしておくことを徹底願いたい。
 - ①研修監理員の配置はないこと。（日本語力が要求される）
ただし、平成11年度から、ケースバイケースで研修監理員のスポット配置を行っている。（来日後初めて研修員を受入先へ引率する場合等）
 - ②学会出席も一人に対応すること。
 - ③研修先教官も指導にベタ配置される訳でないこと。

6. 研修の制限

- ・個別研修において、企業の社員研修的な研修希望は不可とする。ただし、国によって特定分野の人材育成の必要性があるなど、日系人支援政策上の観点から例外的に受入れを認めることがある。この場合でも研修員は勤務している企業を退職することが条件となる。

7. 日本語専修コースの再検討

- ・本コースは、日系人を通じた技術移転の推進を図る意味から、専門家或いは技協プロジェクトのカウンターパートなど技術的なバックグラウンドのある者で、日本語検定試験4級程度以上の日系人を対象としているが、これまで本研修の目的である「日本の技術協力の実施に貢献し得る人材の育成」が必ずしも実施されられていなかった点が課題となっている。今後は、年度毎に専門分野を限定し、日本語研修内容も専門性を持ったものにするなど改善の要があるので、本コースの実施方法を全体的に見直すこととしている。

8. 医師の長期研修及び臨床修練

- ・医学分野の長期研修の受入期間は1年間（日本語補完研修を受ける場合は、1年3ヶ月）を限度として扱っている。
- ・臨床修練を含め、1年を超える期間（日本語補完研修を含め最長2年まで）の研修を希望する場合は、本邦において「外国人臨床修練資格」を取得することが前提となる。
- ・来日後、1年以内に同資格を取得できない場合は、研修期間は最長でも1年が限度となる。
- ・臨床修練は、厚生省の許可を得た指導教官の下で行われるものであるため、研修

先に有資格の教官がいない場合は、実施できないこととなる。また、指導教官がいても、研修員本人の技術程度の関係もあり、必ず指導が受けられるとは限らないなど、研修先によってその取扱いは一様ではないので注意を要する。

・なお、歯学分野の臨床修練の希望は、原則として受け付けないこととしている。

9. 平成13年度の募集

・これまでの研修ニーズの傾向等を勘案し、各研修コースの人数割りを若干変更する予定。

10. 受入決定後の研修辞退及び併願の取扱い

・受入決定後の突然の研修辞退については、研修受入先や関係者に多大の迷惑をかけることになるほか、JICAの信用問題にもなるので、在外事務所等の事前の審査・面接等で本人の実情を良く把握し、確実な者を推薦するよう留意願いたい。

・JICA研修と文部省留学、県費留学等に同時に応募をしているケースなど、他の制度との重複応募が判明した場合は、受入決定時期等諸般の事情から、JICA研修への応募は翌年度以降とするよう指導願いたい。

11. 来日前のオリエンテーション

・日系研修員についても、GGベース研修員と同じ取扱いで対応しているが、特に家族同伴は不可であること、滞在期限の延長は認めていないことなどを出発前に徹底願いたい。なお、オリエンテーション参考資料として、「研修員手帳」を募集実施機関等にも配布する。

以上

